



福祉施設で実践されている 福祉サービスの創意・工夫の取り組み

趣旨

福祉施設の現場では、職員等が利用者への援助・支援において創意・工夫をはかり、福祉・介護サービスの質の改善や地域の福祉向上がはかられています。こうした質の向上をはかるための創意・工夫の実践事例には、多くの福祉施設で活かせるアイデアとノウハウがあります。本講座では、創意工夫の情報を共有することで福祉サービスの質の向上をはかることを目的として、高齢者・障害（児）者施設等で取り組まれている実践事例を紹介しました。

地域社会との関わりやセーフティネットづくりに向けた取り組み

事例発表者

司会

事例1



内田 和子 氏
社会福祉法人 寿楽福祉会
寿楽荘千里山西
ヘルパーステーション

事例2



浜川 雅夫 氏
社会福祉法人 同仁会
障害者支援施設
のぞみ園 園長

事例3



塚本 季由 氏
社会福祉法人 旭川荘
睦学園 顧問

事例4



高島 慎司 氏
社会福祉法人 萬象園
救護施設 萬象園 係長



斎藤 弘美 氏
社会福祉法人 大洋社
常務理事

事例5



菊地 月香 氏
社会福祉法人 同愛会
障害者支援施設
光輝舎 施設長



戸川 圭夫 氏
社会福祉法人 同仁会
障害者支援施設
のぞみ園 参事



佐藤 恵美子 氏
NPO法人 ゆずり葉の会
理事長



事例発表

認知症になっても この街に住みたい

社会福祉法人 寿楽福祉会
寿楽荘千里山西 ヘルパーステーション
内田 和子 氏

利用者のAさん（女性）は認知症で老人性のうつ症状があります。保健所から直接お話をいただき訪問したのですが、最初は介護を受けることを強く拒否されていたため、無理強いをせず臨機応変にケアを進めました。その頃の支援は、週に4回の服薬管理と身の回りの片づけなどでした。ご自身の意志では全く服薬できておらず、食事もありとっていないようでしたが、飲酒量が非常に多く、ビール中瓶を2～3日に1ケース以上消費されていました。その上、泥酔による失禁や嘔吐によって部屋の衛生状態はひどく、Aさん自身も恐らく数年間、入浴されていない様子でした。

デイサービスに通いだしてからは入浴もできるようになり、ヘルパー訪問の回数も少し増えて、清拭や洗濯、服薬管理や食事準備など、支援内容も変わっていきました。Aさんもできることは自

分でやりながら、陽気で穏やかな様子で毎日を過ごしていました。

そんな折、Aさんが入居する団地の建て替えが始まり、徒歩10分ほど離れた別の団地に引っ越しせざるをえなくなりました。引っ越しが引き金となり、Aさんは混乱に陥ってしまいました。外出しても家に戻れない毎日で、管理事務所に連絡が入って所員が迎えに行くこともありました。地域住民に迷惑をかけることが多くなり、「何とかありませんか?」といった意見が出始めたため、私たちは地域ケア会議に相談しました。そこで地域の医師や民生・児童委員の方々から「本人の幸せを考えるのが一番大切」という意見をもらいました。

「水・食事・便秘・運動」の改善によって認知症をケアしようという当法人の方針に基づき、Aさんの支援計画を見直すことにしました。多量の飲酒による脱水状態を疑い、一部をノンアルコールビールに替え、お茶も絶やさないようにしました。電子レンジを使って調理した手作りの料理を気に入り、日に日に食欲が増しました。また、デイサービスの日以外は毎日歩いて買物に出かけているので、おのずと便秘は解消されました。

ノンアルコールビールによって泥酔の日がなくなると、表情も明るくなりました。出かけて帰れなくなると、「住所札」を周りの人に見せて自分

の家を聞いたり、時には家に送ってもらったりしています。今では、近所の方々も気さくに声をかけてくださるようになりました。

問題点を解決するために地域の方々と話し合い、認知症になっても暮らすことができる地域連携づくりにみんなで取り組んだ一年間でした。今後も、「水・食事・便秘・運動」の改善は続けていきます。認知症になってもこの街で暮らすことができる「街づくり」に協力するため、これからもみんなで力を合わせて頑張っていきたいと思います。

事例発表

2

資料 ①

福祉と農業による 地域の活性化を めざす

社会福祉法人 同仁会
障害者支援施設のぞみ園
園長 浜川 雅夫 氏
参事 戸川 圭夫 氏

平成21年から23年までの3年間、さまざまな団体や個人のご協力をいただき、農業による障害者就労支援を行ってきました。24年度により多く

機能型事業所を立ち上げ、営農と弁当の生産販売を手掛けております。この間の経緯と経験から、農業による就労支援についてお話しします。

農業を始めるといっても、最初は農地も農機具もありませんでした。障害のある人を農業の場で指導できる農業経験者ももちろんいません。まさに何も無いところからの出発でした。地域の耕作放棄地や休耕田を活用することになり、初年度は400平方メートルと930平方メートルの農地を借りました。職員や家族会の協力で、まずは草刈りをしましたが、長年放置していた田畑なので、まだ作物を育てられる状態ではありませんでした。そこで地元の大規模農家に力添えを頼んで大型の耕耘機で耕耘してもらい、あわせて種まきもしてもらうことができました。

事業の初年度は、障害のある方5人が最初から関わり、ハトムギやキビなどの雑穀を主に手がけました。しかし結果は芳しくなく、この農地で収穫できたのはハトムギだけでした。障害のある人でもできるだけ多くの作業に関われるように、実ったハトムギをひと房ずつはさみで収穫しました。ただ、もっと作業をやりやすくする必要があったため、障害のある方にも使えるような農機具はないだろうかと考え、農機具製作メーカーに出向いて改良できないかと相談しました。農作業を続けるためには農機具を調達することが必要で、耕耘機などの農機具を徐々に増やしていきました。その後、米作りも始めるにあたって、水田用の農機具もそろえていきました。

農業は地域の人たちとの関わりが非常に強いので、地域の農業関係の役員や隣接農地の所有者・耕作者との良好な関係が重要です。また、農地には水が必要なので水利権の問題があり、周りの人との協力は不可欠です。栽培は半年から1年先を見越して計画を立てますが、天候に左右されてな

かなか予定どおりにいきません。それでも2年目からは玉ねぎやほうれん草などの野菜も収穫できるようになりました。それらを私どもの販売施設で市価より安く販売したところ、多くの方から好評をいただきました。その他の活動については資料①をご覧ください。

地域の活性化を目指して耕作放棄地や休耕田を起こしたことで、近隣の人たちに大変喜んでもらいました。現在は、他の農地の草刈りも有料で請け負っています。農業の担い手不足が課題になっているので、福祉施設が新たな担い手として、農業の維持管理をするという展望が開けてきました。

事例発表
3
資料
②～⑥

家族会を中心としたNPO法人設立による法人後見への取り組み

社会福祉法人 旭川荘 睦学園
顧問 塚本 季由 氏
NPO法人 ゆずり葉の会
理事長 佐藤 恵美子 氏

当法人における成年後見制度の活用についての流れは、資料②をご覧ください。当法人の成人利用者全員が被後見人対象者です。家庭裁判所、家族会、施設の三者がお互いに理解を深め、重症児者への理解が得られて成年後見の申し立てが実現しました。また、NPO法人の理事に弁護士や司法書士などの専門職が入ったために信頼性が高まり、外部との協力のほか、実務的にも円滑に行われているのが特徴です。当法人の施設である旭川児童院と睦学園における成年後見の具体的な状況については、資料③、④を参照してください。

それでは、NPO法人の設立についてお話しします。家族会では施設と協力しながら岡山県下をいくつかに分けて地区別懇談会を長年行っています。その中で話に出るのが「いずれ後見業務が難しくなる。家族会でその後も引き継いでくれないか」ということです。家庭裁判所に相談したところ、裁判所の調査官からNPO法人の設立を勧められました。自分で意思表示をするのが難しい子どもたちを永続的に守っていくには、永続性のある組織が必要であること、個人では支えきれないことなど、みんなで力を合わせて助けあっていく組織が必要不可欠なことがわかりました。

また、法的に不備なく子どもたちを守ることでできるNPO法人を作るためには、専門職の方に理事として加わっていただく必要があると考えました。ただし、主導権はあくまで家族会にあることなど、専門職の方とは書面をもって内部規定を決めました。そして一人ひとりの保護者に説明して納得していただきました。施設入所者を利用会員、家族や親族、活動に参加して下さる方を運営会員、この会に賛同して下さる方々を賛助会員としています。

県の承認を得て21年4月1日に「NPO法人ゆずり葉の会」が正式に発足し、活動を開始しました。当会は日常の金銭管理をはじめとする財産管理や、子どもたちを日常的に見守り、施設との連携を密にし、緊急のときにも対応できる生活支援も行っています。

また、理事会を2か月に1回開いています。専門職の方に個人的に相談したり、相続についてや遺言の書き方などの法的なことの勉強会を行ったりしています。財産管理は年に1回、利用会員（被後見人）の資産報告を、税理士のチェックのもとに家庭裁判所に報告しています。身上監護については、運営会員同士が助け合い、自分の子どもだ

資料①

- ◆地元の食材を活用した6次産業化
 - ・雑穀パン・深山公園の緑の館・ふくちゃんのパン屋さんでの販売
 - ・雑穀弁当・弁当工場 → 就労支援A型事業
 - ・瀬戸内海の緑化 → 山の植林、苗木の育成、豊島問題
- ◆玉野市自立支援協議会の取り組み
 - ・作業所の取り組みと連携 → 雑草の袋詰め、野菜の販売
 - ・イベントの共同の取り組み 収穫祭、バザーなど
 - ・就労に向けた支援 → A型事業所
 - ・海を越えた島嶼部との交流
- ◆異業種、東讃瀬戸地域間の交流 瀬戸内国際芸術祭
 - ・中山の棚田の保全に協力 → 自給自足
 - ・舞台は農村歌舞伎 芸術祭の会場に 13年にむけて
 - ・離島と海上交通の課題 平清盛 東讃瀬戸の観光交流と離島の医療・福祉の課題
- ◆教育機関とのコラボレーション
 - ・農機具のユニバーサルデザイン化 → 岡山県立興陽高校(農業)高校との連携
 - ・障害者支援学校と支援・評価プログラムの共有 → 岡山南支援学校との連携
 - ・地域福祉として 中学校との総合学習で交流 → 荘内中学校との連携

資料②

2 成年後見制度の活用について

- ・集団申立ての取り組み (岡山家裁の理解と協力) H15年～H17年 学習会、家裁との協議 個人で後見申立て
- H18年・自立支援法、契約 10名単位で申立て、出向面談
- H19年 //
- H20年・NPO法人設立準備
- H21年・NPO法人設立
 - ・法人との複数後見

資料③

旭川児童院

- ・施設定員 237名
- ・利用者数 237名
- ・成年後見該当者数 220名
- ・被後見人数 190名
- ・後見人率 86.4%
- ・成年後見人の状況
 - ・親 118〔・両親とも11名・父のみ32名・母のみ75名〕
 - ・兄弟 64〔・兄19名・姉18名・弟16名・妹11名〕
 - ・その他親族 12〔・叔父3名・叔母2名・従兄弟6名・甥1名〕
 - ・その他 〔・弁護士1名・司法書士 名・社会福祉士1名〕
 - ・NPO法人(ゆずり葉の会との複数後見) 157名
 - ・NPO法人単独後見 4名
 - ・他のNPO法人単独後見 2名

資料④

睦学園

- ・理念
 - ・如己愛人
 - ・「己の如く人を愛する」という精神に則り、常に相手の立場に立ち、「心」に寄り添う支援をさせていただきます。
- ・開設
 - ・平成7年4月
- ・適用法
 - ・児童福祉法(児童福祉施設)
 - ・障害者自立支援法(障害者支援施設)
 - ・医療法(病院)
- ・施設種別
 - ・医療型障害児入所施設
 - ・療養介護事業所
- ・利用定員
 - ・入居(児童福祉法・障害者自立支援法) 100人(医療法)422人
 - ・短期入所(専用ベッド) 4床
- ・事業概要
 - ・入院
 - ・外来診療
 - ・整形外科・リハビリテーション科・眼科・皮膚科・婦人科
 - ・小児科・内科・精神科・耳鼻咽喉科・泌尿器科・歯科
 - ・在宅支援事業
 - ・短期入所
 - ・利用者プロフィール
 - ・在籍 100人(措置15 契約85 被後見人 71)
 - ・年齢構成 平均年齢 28.83歳(平成24年8月28現在) 18歳未満 18人
 - ・障害程度 超・準超重症児 16人
 - ・待機者 65人(平成24年4月1日現在)
 - ・職員
 - ・総数 182人(常勤143 非常勤39(平成24年8月1日現在))

資料⑤

8 成果と今後の課題

1 成果

- ・親族単独後見の力量不足をカバー
- ・専門家理事も加わり信頼度が高い
 - 毎月理事会を開催し情報交換、相談事業の実施
- ・経費負担が軽い
- ・単独後見の受任(親亡き後も安心)
- ・法人(会員)の誰かが対応できる

資料⑥

2 課題

- ・会員の高齢化
- ・活動できる人材(会員)の育成
- ・「身上監護」の記録(面会簿)
- ・単独被後見人への担当者選任
- ・将来的な課題として、人的・物的な独立(現在は施設内)

けではなく、病棟の子どもたちは病棟の会員がみんなです。子どもの幸せは、施設と家族が対等な立場で車の両輪のように支え合えないといけません。ゆずり葉の会は、施設の責任ある方にも理事に加わってもらっています。

当会の成果と課題を資料⑤、⑥にまとめました。今後さまざまな問題点や要望が出てくると思いますが、子どもたちは重い障害を背負いながらも懸命に生きています。将来も元気で幸せに生きていくことができるよう、安定した運営を継続していかなければならないと思っています。

事例発表

4

資料
⑦～⑩

生活保護受給者を 自法人にて 雇用の事例

社会福祉法人 萬象園
救護施設萬象園支援課
作業・地域移行支援
係長 高島 慎司 氏

今回、生活保護を受給し当施設に入所されていた方が、さまざまな経験を経て自法人内で雇用された事例を発表させていただきます。

50歳代男性のAさんは、「多重債務状態で、地域生活が難しくなり、家族も本人の支援を行えない」という理由で救護施設である萬象園に入所しました。彼の希望は、救護施設で生活を立て直し、仕事をして地域に戻ることでした。当園では個別支援計画（資料⑦参照）を策定して、「将来は地域での生活を目指す」という長期的展望を基に、支援を提供しました。しかし、支援を続けるうちに、Aさんは自分で正しい判断ができにくく、何

らかのサポートがないと地域生活が難しいことが分かってきました。とりわけ就労支援については、資料⑧のような状況で困難を極めました。

私がサポートにつきながら職場実習を続けるうちに「これを足掛かりに経済的自立ができるのでは？」という認識を持ち、少しでも早く地域移行するための新たなステップとして、救護施設居宅生活訓練事業（資料⑨参照）を開始しました。しかし、仕事とアパート生活を両立させることが次第に精神的・肉体的負担となっていき、遅刻を繰り返すようになりました。Aさんは、勤め先に連絡することができず、パニックに近い精神状態でアパートに引きこもってしまいました。お互いに、少しでも早く地域移行するという焦りが先に立ち、Aさんの環境や能力を総合的に考慮できていなかったことが原因でした。

そこで、資料⑩のように支援の方向性を見直すことにしました。ただし、Aさんにもできる条件で絞り込んだため、就労支援はそれまで以上に難航しました。そのようなときに、救護施設厨房で食器洗いの仕事はどうかという提案が法人側から出ました。決まった仕事を同じ時間にできる、サポートする人が身近にいる、能力や人柄を理解してくれる職場を探しているというAさんの希望と一致しました。

法人の職員採用と同じように履歴書を提出し、法人幹部の面接を受けました。その結果、職場実習勤務を経て、平成24年9月から正式に法人職員の厨房アシスタントスタッフとして採用されました。今は救護施設を退所し、グループホームで生活しています。生活費等は、就労で得た賃金と生活保護費で賄っています。

この事例を通して感じたことを次の4つにまとめました。1つ目は「長い目で見て実績を積み上げ、関わり続けることが重要」ということです。生活

のしづらさを抱えている方への支援は、時間をかけて一つひとつ積み重ねていくことが重要です。Aさんが救護施設から退所するまで7年の歳月がかかりましたが、それは必要な時間だったと思います。

2つ目は「人には支えてくれる仲間やネットワークが必要」ということです。Aさんは、人からだまされ助けてくれる仲間もなく、どうしたらいいかわからない負のスパイラルに陥っていました。入所時は職員や家族に対してまったく信頼感もなく、心もすさんでいましたが、支援を積み重ねたことにより、人を信頼することを取り戻しました。

3つ目は「自立にはいろいろな方法がある」ということです。働いて収入を得るだけでは自立できない方もいます。それは障害であったり環境であったり、それぞれ生活のしづらさを抱えています。Aさんのようなケースの場合、すべてを生活保護費に頼るのではなく、できる範囲で仕事をして収入を得るということは、障害の有無や収入の多い少ないに関わらずできることだと思います。

4つ目は「社会福祉法人の地域貢献の方法にはさまざまな形があり、これから地域福祉の核として活躍できる場がある」ということです。社会福祉法人は、この事例のようにマンパワーを育成し、法人内で活躍できる場を提供することもできます。

行政や実施機関と協力しこのような取り組みを積み重ねていくことは、社会福祉法人が持つノウハウや機能を十二分に生かすことにつながるのではないのでしょうか。自法人内での雇用創出も十分可能だと思いますし、Aさんのように本人と法人の利害が一致し、お互いメリットが生まれるような機会を掘り起こし法人へ提案することも、支援者としてできることではないでしょうか。

資料⑦

Aさんの個別支援計画

長期的支援展望:『将来は地域での生活を目指す』

- ①自分の今の状態を把握し、反省すべきところは反省する。
- ②借金問題を解決する。
- ③自分に合った仕事を探す。
- ④活動を通じて家族の信頼を取り戻す。
- ⑤それが出来るまで根気強く共にやっていく。

この方針をベースに毎年支援計画を策定し、退所時まで継続して支援を提供させて頂いた。

資料⑨

地域生活に向けて新たなステップへ...

救護施設 居宅生活訓練事業を開始
※施設がアパートを借り、地域生活の疑似体験をしてもらう救護施設独自の事業

職場実習 + アパートでの生活訓練

本人の出来る事と、支援が必要な課題が明確になり、地域に出て自分がどこまで出来るのか、何の支援を受ければよいか具体的に知る事が出来る。

支援者・本人共にメリットがある事業

資料⑧

『就労支援』の難しさが...

就労支援は御本人が中心となる

仕事をしながら地域で暮らす事について、多少の支援があればAさんなら出来る？

就労意欲は高いが、過去の職歴から、就労意欲と相反する就労支援の難しさが表れてきた。

仕事に疲れると、つい連絡をせず休み、行きづらくなり辞める。上司から色々言われると、頭が白くなってカッとなってわからなくなる。同僚の人に色々言われ、面白くなって辞める。何回も遅刻して行きづらくなり辞める。

資料⑩

仕事と生活の両立は、出来そうで出来なかった。

Aさん私 → その部分こそ支援が必要という事が再確認できた。

周囲の職員からもアドバイスを頂き
自分の無理のない範囲で仕事を探す。仕事を頑張る事も重要だが、少し力を抜いて、自分らしい生活をする事も重要。助けてもらう所は助けてもらい、自分の出来る事は自分でやる。

今までの経緯を踏まえ、Aさんと支援の方向性を見直す事にした。

事例発表

5

資料
⑪～⑬

障害者地域生活 支援システムの 構築

セーフティネット拠点事業と
地域生活定着支援センターの運営から

社会福祉法人 同愛会
障害者支援施設 光輝舎
施設長 菊地 月香 氏

平成15年に施行された支援費制度以降、市町村が当事者や家族の申請により、サービスの支給決定を行うようになりました。自らサービスの利用申請が困難な人や契約に馴染まない人の緊急的な支援に支障が出たり、自立支援法による区分認定では従来までのサービス利用が困難になった障害者も多く、地域で暮らすためには課題が多くあります。障害者の安心安全を守るための支援が必要ということを考え、栃木県内の障害者関係施設の団体で話し合ったところ、セーフティネット拠点事業を立ち上げ、取り組んでいこうということになりました。

栃木県には、特有の地域課題があります。さまざまな鉄道の終着駅があるため、知的障害者が東

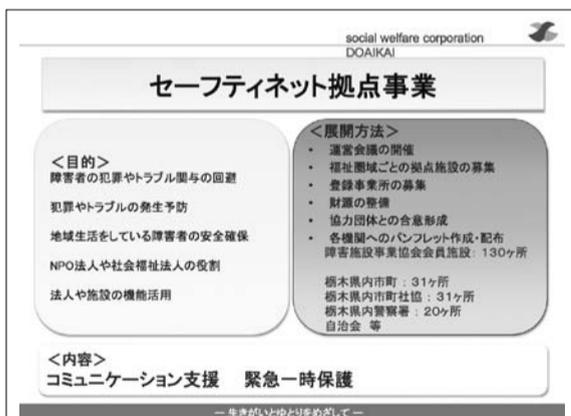


H.C.R. 2012
H.C.R.セミナー
報告

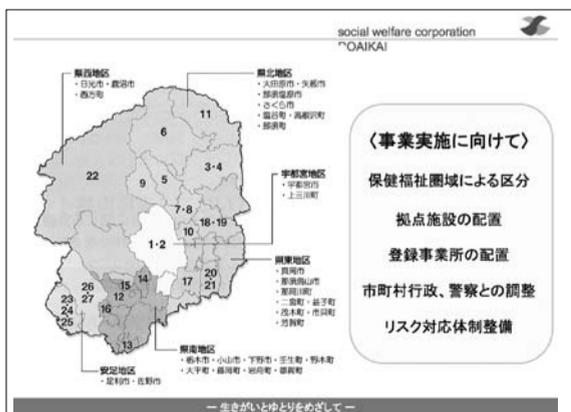
京や東北などの遠方から意図せず終点にたどり着き、保護されるというケースがよくあります。また、栃木県には刑務所や児童自立支援施設などが6か所あるため、犯罪歴を持った障害者の出所後の相談が他地域に比べて多くなる傾向があります。

栃木県障害施設・事業協会の事業としてセーフティネット拠点事業と地域定着支援事業を実施することになりました。同事業については資料⑪、実施状況については資料⑫をご覧ください。コミュニケーション支援（資料⑬）は、例えばコンビニエンスストア等に来店した知的障害者の訴えに対し理解が難しい際、まず店から自治体か警察に連絡し本人の状況を確認してもらいます。その後セーフティネット拠点事業所に連絡し、事業所では障害者の意図や身元を明確にする対応をします。また、緊急一時保護（資料⑭）は、遠方から来て身元の分からない障害者がいた場合、連絡を受けた施設が地域支援として短期的にお預かりします。身元が分かった時点で短期入所に切り替えたり、地元に戻すことになります。警察は罪を犯していないと保護はできませんし、行政には保護する機能がありませんので、このような支援を行う必要があります。

資料⑪



資料⑫



年間数件の対応を行う上で周囲の不理解や、関係性の誤解が障害者を大きく取り巻いていて、より具体的な対応策が必要だと考えました。

セーフティネット拠点事業については福祉の手立てによって犯罪につながらずにすむケースがありますが、罪を犯してしまった人たちをどう生活に結びつけるかといったことも、今後私たちが取り組むべき課題だという話も出てきました。現在、65歳以上の新規受刑者および矯正施設におけるIQ80以下の受刑者が増えてきています。さらに、刑務所に入ることによって自分の生活を守るといふ累犯者もまた、増えています。そうした方々には出所時の帰住先がない障害者が多く、障害者の犯罪、累犯が問題になっています。帰住先が決まっていない出所者は刑務所等が立地する地域でまず対応するという事になっているので、地域において各関係機関が連携して出所（退所）後の支援体制が必要ということが明らかになりました。その課題をまとめたのが資料⑮、⑯で、地域生活定着支援センターの設置によって、セーフティネットのひとつとして司法と福祉をつなぐシステムが必要だと考えました。

これらのことから、ひとつの法人で対応をするよりも多くの法人が連携して体制を整えていくべきだという考えのもと、種別協として事業を受託し、栃木県内の県南・県央・県北の各法人からスタッフを派遣する体制で地域生活定着支援センターを設置しました（資料⑰参照）。周囲の不理解や関係性におけるさまざまな誤解、そういったものに対してセーフティネット拠点事業と地域生活定着支援センター双方の取り組みを通して、障害者の地域生活が少しでも安定につながるよう取り組んでいます。実績は年々増えていて、センターとしての位置づけが定着されてきている反面、支援が必要な人たちが増えているという現状を痛感しています。今回の取り組みを

資料⑬



資料⑭

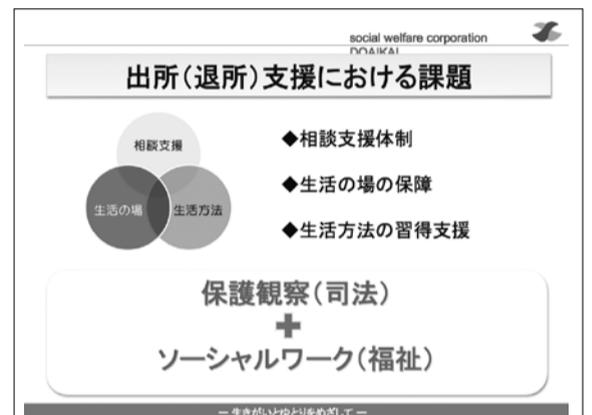


通した、今後の課題とまとめは資料⑱に示しました。

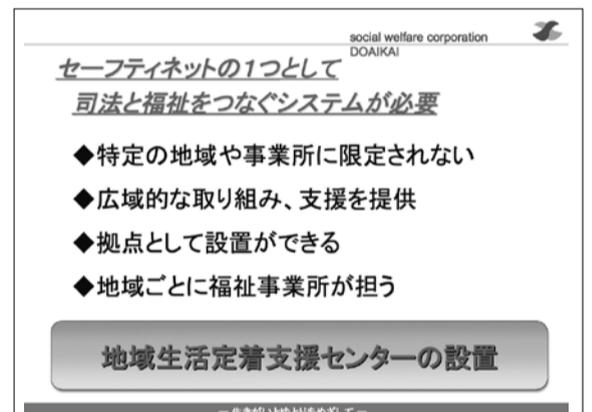
総括

齋藤 以前は貧困と孤立は必ずしも結びつくものではないと言われていました。しかし現代社会では、社会、隣人、そして家族とのつながりが難しくなっており、孤立と貧困が結びついてさまざまな問題が起きています。今回の5つの事例を通して、これからの時代に対応するためには地域や利用者に向けた「つながる」支援が重要なのではないかとあらためて感じました。

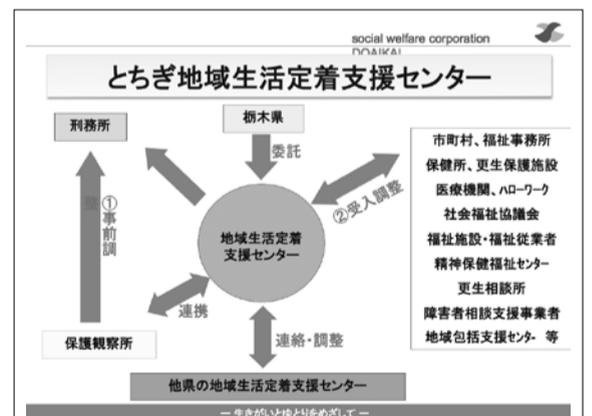
資料⑮



資料⑯



資料⑰



資料⑱

